

改正

平成17年5月27日規則第196号
平成19年3月30日規則第13号
平成20年3月31日規則第31号
平成27年3月31日規則第39号
令和4年2月1日規則第4号

宇佐市営駅前駐車場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇佐市営駅前駐車場条例（平成17年宇佐市条例第225号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車できる自動車)

第2条 条例第7条に規定する自動車は、次の表に掲げるものとする。ただし、特に必要があると認められた修学旅行等の待機用のバスについては、この限りでない。

自動車の種類	車体の大きさ		
	長さ	幅	高さ
普通自動車	5メートル以下	2.5メートル以下	2.3メートル以下

(一般駐車)

第3条 条例第8条に規定する一般駐車により自動車駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、自動車の入場のときに駐車券発行機より駐車券（様式第1号）を取り入場するものとする。

2 前項による利用者が駐車券を紛失したときは、直ちに申出を行い、自動車の出場に関し管理者の指示を受けなければならない。

(定期駐車)

第4条 条例第8条に規定する定期駐車により自動車駐車場を利用しようとする者は、定期駐車券交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請書に基づき、定期駐車による利用を認めた者に対して、定期駐車券（様式第3号）を交付するものとする。

3 定期駐車券は、第1項の申請書による自動車以外の自動車に使用することができない。なお、当該自動車を変更するときは、使用自動車変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けるものとする。

4 定期駐車券を紛失又は汚損したときは、直ちに定期駐車券再交付申請書（様式第5号）を市長に提出し、定期駐車券の再交付を受けなければならない。

5 前項の再交付を行うときは、手数料1,000円を徴収するものとする。

(定期駐車料金の納入)

第5条 条例第10条第2項に規定する定期駐車料金の納入は、利用する月の前月の25日までに定期駐車料等納入通知書（様式第6号）により行わなければならない。ただし、その日が土曜日若しくは日曜日、又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のときは、これらの日の翌日とする。

2 定期駐車を開始する日が月の中途の場合は、当該開始日から当該月の末日までの日数を当該月の全日数で除したのち、条例別表の定期駐車料金の額を乗じて得た額を当該月の定期駐車料金とし、市長の指定する期日までに納入しなければならない。ただし、円未満は切捨てとする。

3 定期駐車料金が第1項に規定する期日までに納入されないときは、翌月からの定期駐車による利用を停止することができる。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(遵守事項)

第6条 駐車場の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 自転車等駐車場の入出場は、乗車したまま行わないこと。ただし、身体障害者用車いす及び小児用の車（乳母車、小児の自転車等）は、この限りでない。

(2) 駐車位置については、定められた場所で行うこと。

(3) 駐車中は、エンジンを停止し、制動装置等により静止させ、施錠すること。

- (4) 積載物等の盗難予防措置は、確実に行うこと。
- (5) 駐車場内での事故等については、速やかに所要の措置をとるとともにその内容を管理者に報告すること。
- (6) 法令及び前各号のほか、駐車場の管理について管理者の指示する事項
(損害賠償の請求)

第7条 条例第14条ただし書に基づき、駐車場の利用者が市に対し損害賠償を請求する場合は、損害発生後速やかに市の確認を求め、30日以内に文書により市長に請求するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の宇佐市営駅前駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則(平成10年宇佐市規則第17号)又は宇佐市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則(平成10年宇佐市規則第2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年5月27日規則第196号)

改正

平成19年3月30日規則第13号

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第13号)

改正

平成20年3月31日規則第31号

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第31号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第39号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則(令和4年2月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

(第3条関係)

様式第2号

(第4条関係)

様式第3号

(第4条関係)

様式第4号

(第4条関係)

様式第5号

(第4条関係)

様式第6号

(第5条関係)